
竹富町・西表島における観光管理の取組について

令和7年7月15日（火）

エコツーリズム推進法基本方針に関する検討会

（竹富町役場自然観光課）



サキシマスオウノキ



マリウドウの滝



浦内川のマングローブ林



仲間川のマングローブ林

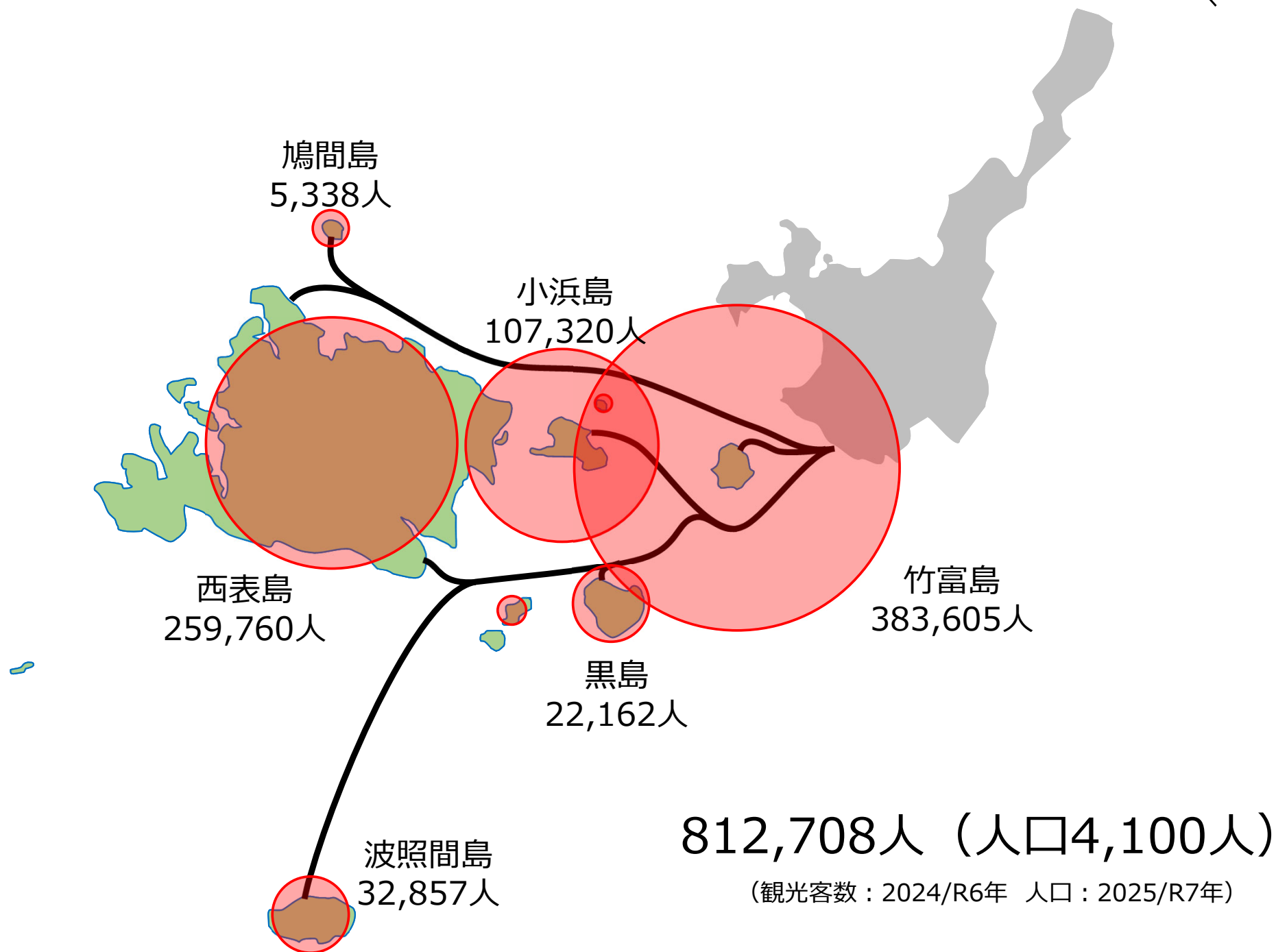


イリオモテヤマネコ



石西礁湖のサンゴ礁

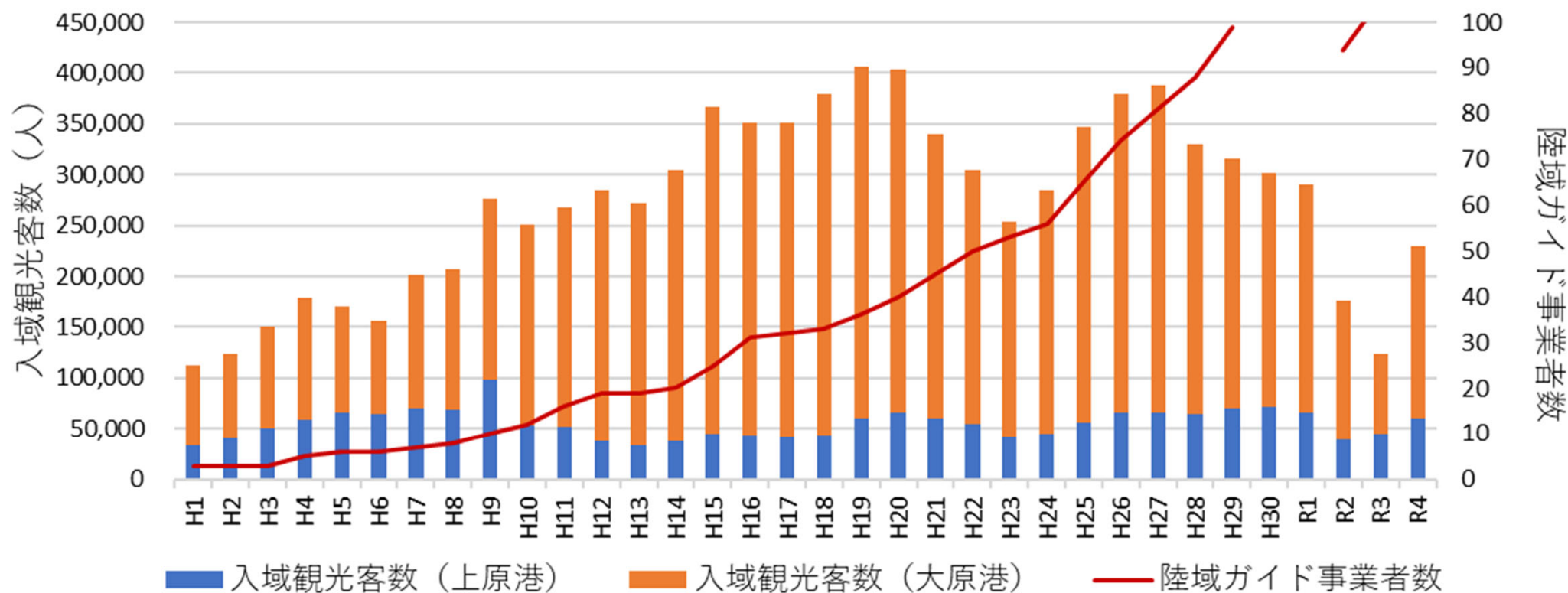
竹富町の年間入域観光客数



西表島における自然体験型観光の現状



自然体験型の観光を目的として、西表島を訪れる観光客の割合は、増加傾向にある。



※入域観光客数は竹富町観光統計より。陸域ガイド事業者数は環境省報告書(～H26)、西表島エコツーリズム協会調査(H27～29)、竹富町観光案内人条例による報告(R2～3)より

図 西表島の年間入域観光客数及び陸域ガイド事業者数の推移

適切な観光管理の実現に向けた枠組み



エコツーリズム推進全体構想と竹富町観光案内人条例を、相互に連携させながら運用することにより、適切な観光管理の下で西表島におけるエコツーリズムの実現を図る。

【利用フィールドに関する課題】

- ✓ 利用フィールドの無秩序な拡散・拡大
- ✓ 利用圧による自然環境への影響
- ✓ 利用集中による利用の質の低下

【ガイド事業者に関する課題】

- ✓ ガイド事業者の急激な増加
- ✓ 質の低いガイド事業者の存在
- ✓ ガイド同士の認識共有・連携の不足

西表島エコツーリズム推進全体構想

- ✓ ゾーニングと観光利用の考え方
- ✓ 案内客数制限等の自然観光資源の利用ルール
- ✓ 特定自然観光資源における立入制限
- ✓ モニタリングや推進の体制

竹富町観光案内人条例

- ✓ 西表島の陸域で自然資源に関するガイド事業を行う事業者に対して、免許取得を義務付け
- ✓ 条例と規則で免許申請に必要な要件、遵守事項、義務、処分等を規定

連携

観光案内人条例において全体構想の遵守義務規定を設けることで、**全体構想の利用ルールの一部に強制力を付与**

西表島の自然を損なうことなく持続的に利用し、将来に渡って自然からの恵みを得る

エコツーリズム推進協議会の運営体制



竹富町西表島エコツーリズム推進協議会（令和元年度設立）

構成：学識経験者、地元住民代表、地元関係団体、ガイド事業者代表、行政関係者等

主な役割：全体構想の作成及び変更、保全措置の実施に係る検討・調整、全体構想の進行管理、情報発信・普及啓発

令和5年度
設置



西表島登録引率ガイド 養成委員会

構成：アクティビティ技術指導
団体、学識経験者、行政
関係者等

主な役割：
○登録引率ガイド養成講習・
試験の実施

令和5年度
設置



モニタリング評価委員会

構成：学識経験者、行政関係者
等

主な役割：
○モニタリング結果のとりま
とめと評価
○保全措置案の検討
○評価・検討結果の推進協議
会への報告・提案

令和元年度
設置



各エリアWG（7WG）

構成：ガイド事業者、行政関係
者等

主な役割：
○ガイド事業者との連絡・調
整
○各エリアにおける利用ルー
ル等の検討
○ガイド事業者のルール遵守
状況等の確認・報告

全体構想におけるゾーニング



- ・西表島及びその周辺海域を、「保護ゾーン」「自然体験ゾーン」「一般利用ゾーン」の3利用区分にゾーニング

【凡例】

自然体験ゾーン ← 一定のルールの下で観光利用

■ 特定自然観光資源 ← 立入制限エリア（予定）

■ 自然観光資源

■ 自然観光資源(海域)

保護ゾーン ← 原則観光利用しない

■ 世界自然遺産地域

一般利用ゾーン ← 通常の観光利用

■ （無着色）



※鳩間島及び仲御神島の陸地は対象範囲外

自然体験ゾーンにおける利用ルールの設定



一般利用者向けのルール、マナー等として26項目を設定したほか、事業者向けのルールとして、ガイド1人あたりの案内客数制限等を設定。

事業者向けルールの概要 ※括弧内の数字はルールの項目数

	陸域	海域
共通ルール	・動植物や自然への影響抑制（8） ・迷惑行為の防止（4） ・ゴミやトイレの処理（2） ・安全管理（3） ・その他（4）	○自然環境保全（7） ○船長、船の航行（7） ○ポイントの利用方法（7） ○ポイント付近での航行（4） ○アンカーリング（7） ○港湾利用（2） ○安全管理（12） ○ルールの遵守（4）
個別ルール	・フィールドごとの1ガイドあたり、1事業者あたりの案内客数の上限 ・自然観光資源として利用可能な範囲 ・その他	・1ガイドあたりの案内客数の上限（アクティビティ毎） ・バラス島利用ルール ・その他

特定自然観光資源と立入承認事務手数料（西表島）



！ 人数制限がかかる5つのフィールド（特定自然観光資源）の上限人数と立入条件

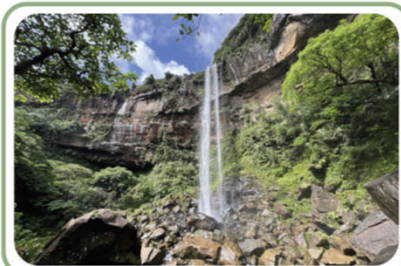
特定自然観光資源（フィールド）の名称	上限人数	立入りの条件
ヒナイ川（ピナイサーラの滝）	200 人 / 日	登録引率ガイドが利用者に同行すること
西田川（サンガラの滝）	100 人 / 日	
古見岳	30 人 / 日	登録引率ガイドが利用者に同行すること または 利用者全員が 事前に講習 [※] を受講すること
浦内川源流域（マヤグスクの滝・横断道）	50 人 / 日	
テドウ山	30 人 / 日	

→ 500円/人

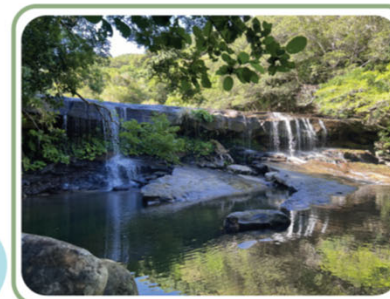
→ 1,000円/人

※講習は西表島内にて対面で行います

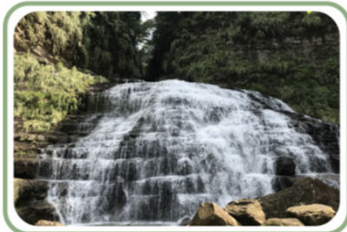
ヒナイ川（ピナイサーラの滝）



西田川（サンガラの滝）



浦内川源流域
（マヤグスクの滝・横断道）



テドウ山

古見岳



特定自然観光資源
立入承認申請
（エコツーリズム推進法）



申請事務に係る手数料
（地方自治法）
（エコツアー法施行条例）



15,000千円/年（？）

		竹富第 2411120001 号 令和 6 年 11 月 12 日	
高橋 優人 殿			
立入承認証			
エコツーリズム推進法第10条第1項の規定に基づき、 特定自然観光資源の所在する区域への立入りを承認する。			
1.	立 入 日 時	:	2024年11月13日
2.	立 入 人 数	:	2人
3.	特定自然観光資源の名称	:	古見岳
4.	立 入 条 件	:	引率事業者に依頼する
5.	立ち入る巡路または範囲	:	定められた利用ルート
竹富町長 前泊 正人 (公 印 省 略)			
なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）に竹富町長に対して審査請求をすることができる。 また、この処分が取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分が取消しの訴えはできない。）に、竹富町（訴訟において竹富町を代表する者は竹富町長。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分が取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分が取消しの訴えをすることはできない。）に、竹富町を被告として提起することができる。			
エコツーリズム推進法抜粋			
(特定自然観光資源に関する規制)			
第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第8条第1項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けなければならない旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるものについては、この限りでない。 1 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。 3 第1項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。 4 市町村の当該職員は、第2項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめようよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。 5～6 (略) (罰則)			
第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第10条第4項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかった者			

【俯瞰的な視点で】

- ✓ 目指すべき理想像・ビジョンと現実・市場原理とのギャップ
現状、市場原理では「質」を評価する仕組みが無い又は機能していない
加えて制度側も、本来は「数」×「質」で扱うことが理想
- ✓ 観光客等の行動変容を期待した発地側への普及啓発の難しさ
「無関心」層ほど行動変容を促したいが、「無関心」層ほど情報発信は届かない
着地側より発地側の方が圧倒的に各種規模が大きく、発信には限界がある
「情報発信」自体も市場原理の中に組み込まれている

【運用という視点で】

- ✓ 法制、人材、費用等の総合的な支援拡充が必要
「利用のあり方」に踏み込むとは、「営業の自由」に踏み込むということ
「営業活動」に踏み込むということは、運用側も365日対応できる体制が必要
- ✓ モニタリング結果に対する評価の仕組み
利用の観点からの自然環境のモニタリング手法（評価を含む）が未確立



ご清聴ありがとうございました